

入会審査基準

平成25年4月22日理事会決定

(趣旨)

第1条 この基準は、定款第6条及び業務施行規則第2条に規定する理事会の承認基準を定めたものである。

(遵守義務)

第2条 入会しようとする者は、定款及び諸規程を遵守することはもとより、会員相互の緊密なる協力により、品位の保持と社会的地位の向上に努め、協会の発展のために協調できなければならない。

(入会資格)

第3条 入会しようとする者は、次の要件を具備していなければならない。ただし、特別会員及び賛助会員は除く。

- (1) 測量法等により、業者登録を受け5年を経過し、かつ官公庁からの受注の実績があること。
- (2) 測量設計業を主とする者で、技術者を常置する等、県内において本店としての実績を備えるとともに5年以上を経過し、かつ他県の会員であってはならない。
- (3) 常時従事職員（役員を含む）5人以上であること。
- (4) 申請時の最も近い決算に当期利益があり、かつ資本合計が資本金の70%を下回っていないこと

(申込手続)

第4条 入会しようとする者は、業務施行規則第2条で定める入会申込書（様式第1号）及び必要書類を添付して申し込むものとする。

(書類審査及び面談)

第5条 入会申込書が提出された場合は、総務広報部会及び事務局が第3条に定める事項について書類審査を行う。

- 2 前項の書類審査の結果、入会の要件を具備していると判断される場合は、総務事業委員長、総務広報部会長及び事務局長が面談を行い、合わせて誓約書（別紙）を徴するものとする。
- 3 総務事業委員長は、申請者の本店のある地区担当理事の意見を聴取し、前2項の審査結果と合わせて理事会に報告するものとする。

(入会審査等)

第 6 条 理事会は、前条の報告を受けた場合は、申請者の入会について審議するものとする。

(入会通知等)

第 7 条 理事会において入会が承認された場合は、速やかに入会日等を申請者に通知するものとする。ただし、不承認とされた場合は、その理由とともに申請者に通知するものとする

2 入会が承認された者に対しては、入会日以降のもっとも近い理事会の開催日に会員証を交付するものとする。

(その他)

第 8 条 この基準に定めのない事項又は疑義については、理事会で審議のうえ決定する。

附 則

1. この基準は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. 昭和 62 年 7 月 1 日の入会審査基準は廃止する。

再入会審査基準

平成25年4月22日理事会決定

(趣旨)

第1条 この基準は、定款第8条に定める任意退会及び定款第9条に定める除名若しくは定款第10条第3号の事由による資格喪失により会員資格を失った者が再入会する場合における審査基準を定めるものである。

(除斥期間)

第2条 再入会は、当協会の会員資格を失ってから3年以上を経過していなければならない。ただし、除名処分を受けたものは5年以上経過していなければならない。

(遵守義務等)

第3条 再入会しようとする者（以下「申請者」という。）の審査事項及び遵守義務等については、入会審査基準第2条ないし第5条の規定を準用する。

(理事会審査)

第4条 理事会は、申請者の退会の時期、退会の事由、退会後の活動状況（経営状況、業務の執行状況、役職員の就退任の状況等を含む）等の事情を考慮し、再入会の適否を審議する。なお、必要に応じて理事会における面接を行うことができる。

2 理事会は、前項の事情等によっては再入会の適否の判断を保留することができる。ただし、保留の期間は審査をした日から2年以内とする。

(入会通知等)

第5条 理事会において入会が承認された場合は、速やかに入会日等を申請者に通知するものとする。ただし、判断を保留とした場合はその旨を、不承認とされた場合はその理由とともに申請者に通知するものとする

2 入会が承認された者に対しては、入会日以降のもっとも近い理事会の開催日に会員証を交付するものとする。

(疑義等)

第6条 この基準に定めのない事項又は疑義については、入会基準の定めを参考に理事会の審議を経て決する。

附 則

1. この基準は平成25年4月1日から施行する。
2. 平成9年4月1日制定の再入会審査基準は廃止する。